

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年11月21日まで  
昭和38年7月1日の操業開始と同時にA事業所に入社しB出張所で勤務し、本社勤務を含めて41年7月20日まで勤めていた。ところが、39年4月1日から本社勤務になる同年11月21日までの期間の厚生年金保険が未加入となっている。B出張所に勤務後、本社へ異動になるまでも変わらず勤務をしており、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した労働者名簿によると、申立人は、昭和38年6月13日から41年7月20日までB出張所に継続して勤務していることが確認できる上、雇用保険被保険者記録においても、申立人は申立期間を含む38年6月13日から41年7月21日まで継続して雇用保険に加入していることが確認できる。

また、申立人と同日に入社した同僚5人については、厚生年金保険の未加入期間は無く、同僚のうち二人は、「申立期間に申立人は勤めていた。特に勤務状況に変化はなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和39年4月1日に同社B出張所から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額のうち、昭和39年4月から同年9月までについては38年7月の社会保険事務所の記録から、39年10月については同

月の社会保険事務所の記録から、いずれも1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 55 年 12 月に A 市区町村に転入し、同月から B 事業所に勤務したが、同社では厚生年金保険への加入は、入社後 5 か月目からであり、その間は国民年金に加入する必要があった。そのため、私が、56 年 1 月ごろ、A 市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、毎月、同市区町村役場で国民年金保険料を納付していた。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 12 月 5 日に国民年金の資格（C 市区町村）をいったん喪失後、55 年 12 月 25 日に A 市区町村に転入しており、「昭和 56 年 1 月ごろ、A 市区町村役場で国民年金の加入手続を行った。」と申し立てているが、同市区町村で国民年金手帳記号番号が払い出されたのは申立期間後の 58 年 9 月 28 日以降（昭和 58 年 8 月 31 日資格取得）である。

また、申立人は申立期間当初から国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和 58 年 9 月 28 日以降）まで、同一住所地（A 市区町村）に居住していることなどから、申立期間当時、この記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付方法等について、記憶が定かでないとしている。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）及び関係者の証言も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 39 年 2 月ごろまで  
昭和 37 年 7 月から 39 年 2 月ごろまで、A 事業所 B 出張所で勤務した。  
保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所は、「申立人が当社に勤務していたか否かについては、社員名簿では確認できない。」と回答しているほか、申立期間当時の厚生年金保険への加入基準について、「営業所で勤務していた者は、入社後約 3 か月間は臨時雇いで、その後、成績に応じて正社員となり厚生年金保険に加入させていた。正社員になれない者は、厚生年金保険には加入させていなかった。当社で保管する厚生年金保険資格得喪記録を確認したが、申立人の記録は無く、厚生年金保険には未加入であったものと推測される。」としている。

また、当時の同僚三人はいずれも、「申立期間当時、申立人と一緒に働いていたが、申立人の厚生年金保険加入状況等については分からない。」と供述し、当時の B 出張所長も故人であることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除状況等についての供述を得ることができない。

さらに、同僚のうち一人は「私は、臨時雇いで、正社員ではなかったもので、厚生年金保険には未加入であった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間前後を含め申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まで  
申立期間当時、午前中は専門学校に通学し、午後はA事業所で働き、2年間で資格を取得した。その後、1年間はA事業所に勤務し、その間、歯科で保険を使って治療を受けた覚えもある。  
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が、申立期間当時、B市区町村内に所在する事業所（事業所名称は不明。）に勤務していたことが確認でき、この事業所はA事業所であったものと推測できる。

しかし、A事業所が所属するC団体では、「A事業所は個人事業所で、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思われる。」と回答しており、法人登記簿や社会保険事務所における厚生年金保険適用事業所名簿による調査においても、適用事業所であったことは認められない。

また、A事業所は昭和 45 年 9 月に廃業しており、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚についても、本人を特定することが困難となっており、申立てに係る証言等を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月から35年12月まで  
昭和32年5月ごろから約3年間、A事業所に住み込みで勤務していた。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所（昭和36年7月1日、B事業所に名称変更。平成6年8月21日全喪。）に勤務していたことは、申立人が提出した同僚との写真からうかがわれる。

しかしながら、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年12月1日であり、申立期間の一部（32年5月から33年11月30日まで）は未適用事業所となっている。

また、社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名及び申立人が挙げた同僚4人（いずれも申立人と同じ職種）の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無いこと、並びに写真に多数の職員が写っているにもかかわらず、名簿で確認できる当時の加入者数は8人と少ないことから、同事業所ではすべての従業員について厚生年金保険に加入させていなかったものと推測される。

さらに、同事業所の当時の代表取締役は故人で、後任の代表取締役も当時のことは分からないとしているほか、申立人が挙げた同僚4人及び上司の連絡先はいずれも確認できず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記録されている被保険者のうち、昭和33年12月1日に資格取得した8人はすべて故人であり、証言を得ることができた他の被保険者も申立期間当時の申立人の厚生年金保険料の控除状況等について不明としている。

このほか、厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申



立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。